

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手指や表情に変えて表現していると思われるがちであるが、本来は独自の語彙や文法体系を持つてゐる言語である。「音声が聞こえない」「音声で話すことができない」など聴覚障害者にとって、日常を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

これまで、平成 18 年 12 月に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、平成 20 年に発効された。同条約第 2 条には、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は平成 21 年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めているところであり、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」の第 3 条には「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の第 22 条には国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法」を広く国民に知らせていくことや、自由に手話が使える社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国におかれでは、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 13 日

石川県加賀市議会

手話言語法制度を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年9月13日

加賀市議会議長 林 俊昭 様

提出者

加賀市議会議員	西出清次	加賀市議会議員	谷本直人
"	稻垣清也	"	室谷弘幸
"	西川昌之	"	今津和壽夫
"	中谷喜英	"	山口忠志
"	田中金利	"	岩村正秀
"	林直史	"	上出榮雄
"	宮崎謙	"	小塩作馬
"	高辻伸行	"	吉江外代夫
"	安達健二	"	川下勉